

「三重県主要農作物種子条例(仮称)」素案に対する意見募集の結果について

「三重県主要農作物種子条例(仮称)」素案について、県民の皆様からのご意見を募集しました。寄せられたご意見の概要とこれに対する県の考え方を下記のとおりお示します。

類似のご意見等は適宜整理のうえ、概要としてとりまとめ公表しております。また、ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるものについて、その全部又は一部の内容を削除するとともに、本意見募集と関連のないと判断したご意見等については公表しておりません。なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

記

- 1 募集期間 令和元年12月20日(金)から令和2年1月20日(月)まで(32日間)
- 2 意見の件数 443件

3 意見の概要および県の考え方

項目	主なご意見(概要)	対応区分	県の考え方
① 条例制定に関するご意見	条例の制定を歓迎、評価する。	②	この条例の検討は、平成30年4月の主要農作物種子法廃止も踏まえ、県民の「食」の源となる稲・麦・大豆の種子生産への不安を払拭し、将来にわたってその優良種子の供給を確保することを目的として、同法の内容を改めて条例で規定していくことを基本にしています。 あわせて、県の特徴的な取組として、県が、本県の自然条件に適した新品種や流通販売者等の需要を踏まえた新品種の開発に努めることや、在来種等の活用に関する技術的援助等に努めることも規定することを検討しています。 条例における用語使用(法令用語)に配慮する必要がありますが、できるだけ分かりやすくできるよう努めます。
	種子法の復活のような従来と変わらない条例制定が最善の方法だと考える。	②	
	種子法を復活させてほしい。	⑤	
	三重県らしい条例にすべきである。	③	
	具体的な表現で、子どもにも分かるような文で記載してほしい。	③	
② 対象とする作物に関するご意見	稲、麦、大豆に限らず、全ての農作物を対象にしてほしい。	③	条例検討の趣旨が主要農作物種子法廃止を踏まえた稲・麦・大豆優良種子の安定供給体制の確保であることや、野菜をはじめとする多くの作物では種苗会社等による種子供給体制が構築されていることから、この条例は主要農作物を対象としています。
	伝統野菜などの在来種を対象にしてほしい。	③	
③ 「種子管理団体」に関するご意見	種子管理団体とはどういったところになるのか。詳しい説明が必要。信頼できる場所であってほしい。	①	この団体については、主要農作物種子に係る次の4つの業務を適正に実施することができるかと認められる団体を知事が指定します。 ①種類別、品種別の年間需給見通しを把握する業務 ②種子の生産、供給、備蓄に関する業務 ③種子に係る残量処理、事故処理、災害補償に関する業務 ④その他、種子の安定的な供給に関して必要な業務 なお、廃止された主要農作物種子法や現在の三重県主要農作物採種事業実施要綱に基づく取組では、当該団体は県も参画する三重県米麦協会が担ってきたところで、す。 条例中に当該団体に対する指導等に係る規定を設けて、団体が業務を適正に実施していないと認められる場合に県が助言、指導を行うことや、指導後も改善されないと認められる場合は指定を取り消すことができる旨を最終案で追加しました。 種子管理団体という用語(名称)については、「管理」という言葉が種子生産者を管理すると受け取られる可能性があるとの意見があったことから、条例の最終案では「指定種子団体」に修正しました。
	グローバル種苗企業の息のかかった団体であれば、県の作物が良いように変えられてしまう。	③	
	法人格のない民間の種子管理団体に頼ることなく、行政が責任をもって推進してほしい。	③	
	「県が指定した団体」とありますが、「指定」に関して、施行については別に定めることになるのか、その際指定団体決定の基準、事業の管理・監督なども規定に盛り込むようにしてほしい。	③	

項目	主なご意見(概要)	対応区分	県の考え方
④ 「種子生産関係団体等」に関するご意見	<p>県、種子管理団体、種子生産者、種子生産関係団体等についてそれぞれの責務・役割は記述されているが、「相互の連携を密にする」旨を記述してはどうか。</p>	③	<p>「種子生産関係団体等」について、定義において「主要農作物種子の生産に関係する機関および農業者団体」と規定するとともに、責務・役割において「県と連携して種子生産者に対して適正な栽培を指導するとともに、種子生産者の確保および継続的な種子生産が行える体制の整備に努める」を規定するなど、県、種子管理団体、種子生産者、種子生産関係団体等が緊密に連携しながら主要農作物種子の生産と供給に取り組むこと記述しています。</p>
	<p>消費者、種子生産者、種子管理団体、種子生産関係団体等からの苦情申し出に速やかに対応する「苦情処理機関」が必要。</p>	③	<p>主要農作物種子の生産や供給に関して、苦情を処理する専門の機関は設けませんが、必要がある場合には、条例(最終案)で新たに設けた「種子管理団体に対する指導等」に基づいて指導もしくは助言に取り組むこととしています。</p>
	<p>種子生産者、種子生産関係団体等について具体例をあげて記載してはどうか。</p>	③	<p>条例の中で具体例をあげることは、それ以外を事実上排除していると受け取られる可能性があることや、条例における用語使用(法令用語)上の面から困難です。なお、廃止された主要農作物種子法や現在の三重県主要農作物採種事業実施要綱に基づく取組では、種子生産者は稲・麦・大豆の生産農家、種子生産関係団体等は農業協同組合が担っています。</p>
	<p>品種開発において協力する「民間団体」とはどのような団体か。</p>	③	<p>本県では、県内の米穀卸売業者と協力して、国内大手レストランチェーンでの炊飯提供で利用する水稲品種の開発に取り組んだ事例があります。</p>
⑤ 「採種計画」に関するご意見	<p>採種計画は県が策定すべき。</p>	①	<p>条例(最終案)において、知事が「県採種計画」を策定すること、県採種計画の策定にあたり必要な情報を指定種子団体に求めることができることに修正しました。</p>
⑥ 主要農産物種子の生産に係る支援に関するご意見	<p>「指導できる」ではなく「指導を行う」としてはどうか。</p>	③	<p>県は、種子生産者や種子生産者団体等に対して、優良な種子生産のために必要な助言や指導を積極的に行っていくこととしていますが、すでに優良な種子生産のための知識や技術を十分に有する方もおられることから、「必要な助言および指導を行うことができる」としてはいます。</p>
	<p>旧種子法では必要な勧告、助言及び指導を行わなければならないとあります。勧告が抜けているが、勧告も必要。</p>	③	<p>また、助言や指導を行っても優良な種子生産が行われる見込みがない場合等は、毎年度、条例に基づいて行う「種子生産ほ場の指定」の対象として認めないことを想定しており、勧告について規定していません。</p>
	<p>財政上の措置については、「措置を講ずるよう努める」ではなく「講ずる」としてはどうか。</p>	③	<p>県は、優良な種子生産のために必要な予算の確保等を図っていきますが、その前提としてその時々々の経済情勢や財政事情等を踏まえた対応が必要になるという意味から「努める」としてはいます。</p>
	<p>種子法廃止で農業が後退するような事態を避けるため、予算の確保、優秀な人材の確保、種子の保全・開発のための予算を削らないでほしい。決して後退させないでほしい。</p>	②	

項目	主なご意見(概要)	対応区分	県の考え方
⑦ 品種に関するご意見			
	積極的に品種開発してほしい。	③	消費者ニーズの多様化や気候変動(地球温暖化)などに対応していくうえで、より優れた品種の開発に取り組んでいくことが必要であると考えています。また、在来種についても、県内地域で保存されてきた貴重な遺伝資源であり、地域活性化等の観点で活用を図る取組について技術的援助などを行っていくこととしています。
	新しい品種が必要とは思わない。現在あるもの(在来種)を守ってほしい。	④	
	県内での栽培に適した品種とはどの品種なのか。	⑤	県では、県内における栽培適性や普及状況等を踏まえて「奨励品種」を定めており、現在、水稻ではコシヒカリや三重23号(結びの神)等9品種、麦ではあやひかりやニシノカオリ等5品種、大豆ではフクユタカ等2品種となっています。
	「県は、県あるいは県と民間団体が協力し開発した品種が適正に利用され、適切に管理されるよう努める」と知的財産保護の記述を追加してほしい。	③	農作物品種に係る知的財産権は、種苗法に基づく「育成者権」になります。県では、種苗法に基づき、品種登録の出願手続きを行うこと等により、県が開発した優良品種の権利保護に取り組んでいます。
	品種開発について、遺伝子組み換え技術、ゲノム編集などの技術の利用はありますか？	③	県では、これまでの主要農作物の品種開発において遺伝子組換えやゲノム編集技術を活用したことはありません。
⑧ 審査に関するご意見			
	審査を受けるために、農家の方の負担が増えるならその分作物にかかる労力が減るのではないかと、私達が今のように購入できる機会が減るのではないかと心配。	③	条例の案に記載している「種子生産ほ場の審査」については、廃止された主要農作物種子法や現在の三重県主要農作物採種事業実施要綱において同様の内容を規定しているものです。
	三重県主要農作物種子条例(仮称)素案を読むと農家にとっても厳しい。「種子生産圃場の審査」等意図的でない種子や異物の混入なども審査があるのか。	③	優良な種子の生産と流通を確保する観点から、種子生産者には種苗法第61条に基づき「指定種苗の生産等に関する基準」(平成14年農林水産省告示第933号)を順守することが求められ、異種や異品種の混入防止等に取り組んでいただく必要があることから、条例の案はこれらを踏まえた内容としています。
	鳥取県の例では、審査の基準及び方法は、知事が定める。審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならないと詳しく書いてある。	③	審査の基準や方法等については、廃止された主要農作物種子法の時と同じように、別途、要領等で定めたいと考えています。

⑨ その他のご意見			
項目	主なご意見(概要)	対応区分	県の考え方
(1) 食の安全安心について			
	北海道のような食の安全安心条例の制定を検討してほしい。	⑤	<p>県においても、平成20年に三重県食の安全安心の確保に関する条例を制定しています。</p> <p>三重県主要農作物種子条例(仮称)では、主要農作物の優良な種子の供給に係る直接的な事柄を規定することとしていますが、いただいたご意見を関係部署と共有し、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。</p>
	「安全で安価な安心できる食料の供給に～」と記載してほしい。	③	
	この条例ができることでどのように食の安全安心が得られるのか明示すること、県の意図を明確にして県民に説明してほしい。	③	
	安心安全の基準を明記してほしい。	③	
	県民の食と健康を守るという最大の目的を明記してほしい。	③	
	消費者が食料を選ぶ権利を明記して欲しい。	③	
(2) 遺伝子組換え作物等について			
	遺伝子組換え、ゲノム編集植物の栽培、持ち込みを禁止する条項を加えていただきたい。	③	<p>遺伝子組換え作物に関しては、カルタヘナ法や食品衛生法、飼料安全法で栽培等に係る規制の枠組みが定められており、条例による栽培の禁止等はできないと考えています。</p> <p>三重県主要農作物種子条例(仮称)では、主要農作物の優良な種子の供給に係る直接的な事柄を規定することとしていますが、いただいたご意見を関係部署と共有し、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。なお、条例に基づく種子生産の対象とする主要農作物品種については、県が、消費者や農業者等のニーズを踏まえて奨励品種として決定していくこととなります。</p>
	遺伝子組換えでないもので食事をすることを望む。	③	
	ゲノム、遺伝子食品を認めるならば安全性がはっきりできる調査をしてほしい。	③	
	F1、ゲノム編集 の区別を販売時に確認できる表示と安全な作物であることについて、第三者機関の認証を義務付けて欲しい。	③	
	F1種の稲は、安全か。値段は農家さんの経営を圧迫しないか。	③	
	素案によると遺伝子組み換えやゲノム編集をする多国籍企業や化学薬品会社が参入する恐れがあり、これではまだ安心できない。	③	
	高額な種子を農業・肥料とセットで販売する民間企業や遺伝子組み換え種子を扱う外資系企業の種子が将来的に三重県に広がらないよう守ってほしい。	③	
	外資系大企業は県の事業には関わることはできないと記していただきたい。	④	

項目	主なご意見(概要)	対応区分	県の考え方
(3) 農薬・肥料について	県は食品の安全の基準を明確に調査をして、農薬を規制する条例を制定してほしい。	③	三重県主要農作物種子条例(仮称)では、主要農作物の優良な種子の供給に係る直接的な事柄を規定することとしていますが、いただいたご意見を関係部署と共有し、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。なお、県では、有機農業や環境保全型農業直接支払制度、GAPの推進、人と自然にやさしいみえの安心食料表示制度など、農薬や化学肥料の使用量を削減する農業の推進に取り組んでいます。
	何故日本は他国に比べ農薬の基準値が高いのか？世界の中の厳しい基準に合わせてほしい。	③	
	農業のあり方も、肥料に頼らない農業のあり方を模索すること。	③	
(4) 自家増殖について	県の種子条例に、県民と農家の自家採種・種子の保存・利用・売買の権利を明記してほしい。	④	三重県主要農作物種子条例(仮称)では、主要農作物の優良な種子の供給に係る直接的な事柄を規定することとしていますが、いただいたご意見を関係部署と共有し、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。 なお、農産物の品種には、一般品種と登録品種がありますが、そのほとんどが自家増殖が規制されない一般品種(米品種の84%が一般品種)となっています。
	品種登録期間の過ぎたもの、在来の品種に関しては「農家や個人での自家採種は認めます」という文章を種子条例の中に盛り込んでいただきたい。	④	
(5) 遺伝資源の保存について	広島のように、県内固有の種を守り増やし使うことができる仕組みを作してほしい。	③	三重県主要農作物種子条例(仮称)では、主要農作物の優良な種子の供給に係る直接的な事柄を規定することとしていますが、いただいたご意見を関係部署と共有し、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。なお、条例では、主要農作物の在来種について、地域活性化等の観点で活用を図る取組について技術的援助などを行っていくこととしています。
	三重県にも伝統的品種在来品種が数多く存在する。これらの種子を集め、採種、管理し、広く農家や県民に対して活用してもらえるようにすればどうか。	③	
	在来種を調査し、守ってほしい。	③	
(6) 農業者支援について	地域経済を支える県内農業の振興を位置づけて明記してほしい。	③	三重県主要農作物種子条例(仮称)では、主要農作物の優良な種子の供給に係る直接的な事柄を規定することとしていますが、いただいたご意見を関係部署と共有し、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。
	農業従事者への財政的支援をしてほしい。	③	
	三重県の農業を守る立場が見られない。	③	
	家族農業(小農業)の取組をどうすすめるか。	③	

項目	主なご意見(概要)	対応区分	県の考え方
(7)その他			
	パブリックコメントの日程をもっと早く告知し、県民の意見を聞いてほしい。	③	県民の皆様からの意見が適切に聴取できるよう努めてまいります。
	この条例に関することはもっと大々的に取り上げ、県民の意見を聞いてほしい。	③	

対応状況の凡例

①	反映する(最終案や条例案に反映させていただく意見)
②	反映済み(すでに反映されている意見)
③	参考にする(今後の取組の参考にさせていただく意見)
④	反映または参考にさせていただくことが難しいもの
⑤	その他